

経営所得安定対策等におけるWCS用稲の取組に係るガイドライン

制 定 平成24年2月 1日
一部改正 平成24年4月17日
一部改正 平成25年6月14日
一部改正 平成28年5月18日
一部改正 平成29年9月28日
一部改正 平成30年6月11日
一部改正 令和元年5月7日
熊本県農業再生協議会

1 WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）の取組に必要な申請等

(1) 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（以下「需給調整要領」という。）関係

【取組計画の認定申請：6月30日までに地方農政局長等に提出】

- ①「新規需要米取組計画書」（別紙様式第4-1号）
 - ②「新規需要米の販売等に関する契約書」の写し（別紙様式第4-4号）
 - ③「新規需要米の適正出荷に関する誓約書【農業者】」（別紙様式第4-5号の1）
 - ④「新規需要米の適正流通に関する誓約書【需要者】」（別紙様式第4-5号の2）
- ※②、③及び④は①の添付資料

【取組実績の報告：12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出】

- ⑤「新規需要米生産集出荷数量一覧表」（別紙様式第4-13号）

<補足>

- ・記入及び押印する者は、①農業者、②農業者と需要者（畜産農家等）、③農業者、④需要者、⑤農業者
- ・需要者との契約は、取組ほ場の作業機械搬入の可否や需要者への供給量が過剰となっていないか等を確認のうえ行うこと。
- ・取引数量に関する帳簿等の備え付け、出荷、販売に係る日付や数量を記録し、報告すること（誓約書③に基づく）。生産又は集出荷した数量について台帳を整備すること。
- ・自家利用の場合は、申請時に①、③、自家利用計画書（ガイドライン別紙様式1）を提出。また、使用状況が常時分かる帳簿を備え付けること。
- ・やむを得ず主食用品種で生産する場合は、申請時に①～④に加えて、「WCS用稲の主食用品種での生産に関する理由書」（ガイドライン別紙様式4）を地域農業再生協議会に提出。

<契約等を行う際の注意点>

- ・水田活用の直接支払交付金におけるWCS用稲の取組に当たっては、耕種農家と需要者等の間で取引価格等の取引条件や作業料金等の取り決めを行うことが前提。
- ・②の「新規需要米の販売等に関する契約書」を活用して取り決めた項目を追加することも可能だが、別添「WCS用稲における利用供給協定書（ガイドライン別紙様式2）」を参考に、3年以上の利用供給協定を締結する等、長期間の安定的な取組に努めることが望ましい。

(2) 「経営所得安定対策等実施要綱」（以下「経営所得安定対策要綱」という。）関係

【6月30日までに地方農政局等または地域協議会に提出】

- ①「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第1号）
- ②「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書」（様式第2号を参考に地域で作成）

<補足>

- ・②は需給調整要領における「水稻生産実施計画書」（別紙様式第2号）を兼ねることができる。
- ・産地交付金を活用し、耕畜連携助成（資源循環）の取組を行う農業者は、連携相手の畜産農家と3年以上の利用供給協定を締結することが望ましい（ガイドライン別紙様式3）。

2 WCS用稲の取組の注意点

(1) 取組要件の遵守

- ・WCS用稲については、経営所得安定対策要綱では明確に定義されていないため、(旧) 耕畜連携水田活用対策事業実施要綱での定義を準用し、「刈取り時期を出穂期以降とし、穂と茎葉は一体的にサイレージ調製が行われること」を水田活用の直接支払交付金におけるWCS用稲の取組要件とする。
- ・原則として、この要件を達成しない場合は交付対象外となる。

※(旧) 耕畜連携水田活用対策事業実施要綱[H20. 4. 1最終改正]別紙2より

取組内容	稲発酵粗飼料の生産
取組要件	稲発酵粗飼料(稲の穂と茎葉をあわせてサイレージ調製することで生産された飼料をいう。)の生産の用に供する稲の作付けで刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。

(2) 捨てづくり防止対策と栽培基準の必要性

- ・経営所得安定対策要綱では、「地域の普及組織等が指導する栽培方法等」(栽培基準、栽培暦等)に従わず、不適切な栽培管理(捨てづくり)を行った場合、交付対象外。
※現地確認の際などに不適切な栽培管理が疑われた場合は、農政局等と地域協議会が連携して栽培状況を再確認し、必要に応じて農業者に改善指導を行うが、従わない場合は交付対象外。
- ・ただし、地域の栽培基準等に従って通常の肥培管理を行ったものの、自然災害等の合理的な理由によって収穫、出荷・販売ができなかった場合は、被害状況を確認できる客観的な書類(写真等)や災害発生以前に通常の肥培管理を実施していたことが確認できる書類(作業日誌等)を提示すれば、交付対象となりうる。
- ・捨てづくりが疑われる場合や自然災害等により収穫・出荷販売ができなかった場合に、**農業者が適切な栽培管理を行っていたかどうかの判断基準**として、地域の普及組織等の指導機関により策定された**WCS用稲の栽培基準が必要**となることから、別添「WCS用稲栽培暦(参考例)」を参考に、**地域毎に栽培基準等を作成**すること。

※詳細は経営所得安定対策要綱IV第2の9「適切な生産の徹底等」を参照

(3) 品種や作型に適した移植時期の徹底

- ・各地域において、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル(全国飼料増産協議会発行)」(以下「マニュアル」という)に記載の品種特性や地域の試験データ、これまでの地域の栽培実績等から、**出穂が確実であると見込まれる移植期限を設定し、栽培基準等に明記**すること。
- ・特にたばこ後作の場合は、移植が遅くなりがちのため、各地域においては、**生産量の確保や十分な出穂・登熟が期待できる品種を選定**するよう注意し、**移植期限を厳守**するよう指導に努めること。

<注>九州農政局確認事項(平成23年9月)

たばこの収穫遅れによりWCS用稲の移植が遅れたことが原因で出穂しない、十分な収量が得られない等の場合は「自然災害等による合理的な理由」に該当しない。

(4) WCS用稲の子実の収穫及び主食用への横流しの禁止

- ・WCS用稲の子実(コメ)をコンバイン等で収穫し、主食用に出荷・販売(「主食用への横流し」。自家食用や譲渡も含む。)することは、食糧法に違反する。
- ・食糧法違反が判明した場合、消費者保護の観点から違反者氏名を公表する。(「熊本県主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の2の遵守事項違反に係る同法第7条の3第1項の勧告及び公表の基準」平成22年10月25日施行)
- ・また、WCS用稲の交付金にとどまらず、経営所得安定対策に係るすべての交付金の返還を命じられる。さらに、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置が講じられる。(「経営所得安定対策要綱」)

3 WCS用稲の取組を適切に行うための栽培管理

(1) 栽培管理上の重点目標

- ・取組要件である「刈取り時期を出穂期以降とし、穂と茎葉は一体的にサイレージ調製が行われること」を満たすための管理
- ・需要者のニーズに応じた十分な収量・品質を確保するための管理
- ・病害虫の発生等により周辺ほ場に悪影響を及ぼさないための管理

(2) 管理項目毎の留意点

①品種

- ・マニュアルを参考に、地域特性や栽培体系に応じた推奨品種を地域で選定することとし、収量確保や主食用米への横流し防止の観点から専用品種を用いることが望ましい、原則として専用品種に限定することとする。
- ・なお、平成30年産から、WCS用稲の作付を、原則として専用品種に限定している。
- ・やむを得ず主食用品種で生産する場合は、申請時に生産者から「WCS用稲の主食用品種での生産に関する理由書」(ガイドライン別紙様式4)を提出させ、主食用品種での生産者の一覧を県に提出することとする。
- ・県は一覧に掲載された生産者を対象に抽出し、WCS用稲取組状況調査を実施することとする。
- ・主食用品種でWCS用稲を生産する生産者が、別途主食用米を生産する場合は、主食用米とは異なる品種を作付けることが望ましい。

②植栽

- ・移植または直播とするが、極端な疎植栽培等、捨てづくりにつながる栽培をしないように努め、収量を確保すること。
- ・移植に当たっては、箱処理剤の散布を原則とし、病害虫防除対策を実施すること。
- ・十分な生産量の確保や確実な出穂・登熟が見込まれる時期までに移植すること。

③施肥

- ・収量確保のため、地域の基準に即した施肥を行うこと。
- ・生育不良の場合は、追肥をするなど収量確保に努めること。

④除草

- ・雑草混入は品質を低下させるため、除草剤の散布を原則として、適切な除草に努めること。

⑤病害虫防除

- ・使用する農薬は、マニュアルを参考に、各地域において、随時登録状況を確認して選定すること。
- ・インディカ系の専用品種ではセジロウンカが増殖しやすいため、特に適期防除に努めること。
- ・一部のインディカ系多収品種(マニュアル掲載品種では、モミロマン、ルリアオバ)では、トリケトン系成分(ベンゾピシクロン、メソトリオン、テフリルトリオン)を含む除草剤で強い葉害を生じるため、該当する除草剤を使用しない。
- ・病害虫の発生が周辺の主食用米に影響を及ぼさないよう、適期に防除を行うこと。
- ・WCS用稲の収穫適期(糊熟期～黄熟期)は主食用米に比べ10日～2週間ほど早いため、農薬の収穫前使用日数を確認し、防除時期に留意すること。また、出穂期以降の防除は行わないこと。

⑥水管理

- ・主食用米と同様、通常の水管理を実施すること。
- ・大型機械での収穫作業に備えた水管理に配慮すること。

⑦収穫

- ・収穫は、TDN収量が多い糊熟期～黄熟期に行うこと。

⑧その他

- ・需要者(畜産農家等)等に品種や移植時期、収穫適期等の情報提供を行い、需要者のニーズに応じた収量や品質を確保する栽培に努めること。

4 WCS用稲の取組の確認方法

(1) 協議会による現地確認 【7～9月頃】

◆捨てづくりが疑われる場合は、九州農政局に相談し、再確認を行うこと。

- ①ほ場の地番、面積等の確認
- ②作付の有無
- ③生育状況の確認（草丈、植栽密度等）
- ④雑草の生育状態
- ⑤立札掲示の有無

(2) 収穫時における写真等による確認 【1筆毎】

◆原則として、耕作者（または収穫・調整者）による撮影後に協議会へ提出。

- ①刈取り前のほ場状態（「全景」及び「出穂の有無が分かるもの」）
- ②完成したロール

※「新規需要米生産集出荷数量一覧表」（需給調整要領別紙様式第4-13号）により実績数量を報告するため、その根拠として収穫したすべてのロール数等が確認できる写真が望ましい。

※耕畜連携にも取り組む場合は、堆肥散布写真も撮影すること。

◆現地確認時に捨てづくりが疑われた場合は、協議会事務局等による撮影が望ましい。

(3) その他取組確認に必要なもの

①栽培履歴（または作業日誌）【一筆毎もしくは同一作業を行う単位】

- ・播種日、移植日、出穂確認日、収穫・調製日、畜産農家への搬出日等
- ・施肥、防除等の内容（施用日、肥料・農薬等の品名・量・希釈倍数等が分かるもの）

※耕畜連携にも取り組む場合は、堆肥散布日も記入すること。

※畜産農家の自家利用の場合、WCS用稲の使用状況が常時分かる帳簿等を整備。

<注>

自然災害等によりWCS用稲の取組（収穫、出荷販売など）ができなくなった場合は、被害状況を確認できる客観的な書類（写真等）や災害発生以前に通常の管理を実施していたことが確認できる書類（作業日誌等）がなければ交付対象とならないので、協議会事務局による被害確認等が必要となる。